

文教福祉委員会

令和3年3月1日（月）

午前11時19分～午後4時52分

議会第2会議室

【出席委員】池田正弘委員長、永渕史孝副委員長、富永明美委員、久米勝也委員、  
重田音彦委員、川崎直幸委員、嘉村弘和委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】白倉和子議員

【執行部出席者】

- ・教育部 百崎教育部長、木島副部長兼文化振興課長、豊田教育総務課長、  
松島副理事兼学校教育課長、横田学事課長、大塚副理事兼社会教育課長、  
江頭図書館長
- ・子育て支援部 今井子育て支援部長、大松副部長兼保育幼稚園課長、  
久富子育て総務課長、山崎子ども家庭課長
- ・保健福祉部 大城保健福祉部長、森副部長兼福祉総務課長、宮地生活福祉課長、  
梶山保健福祉課長、古田健康づくり課長、村口障がい福祉課長、  
川副高齢福祉課長、小峰事務長、木原特別定額給付金室室長
- ・富士大和温泉病院 大中富士大和温泉病院事務長  
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○池田委員長

それでは時間となりましたので、これより文教福祉委員会を開催いたします。

それでは、初めに当委員会の審査日程についてお諮りいたします。お手元のタブレット端末に掲載の審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしとのことですので、この審査日程のとおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のため現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。また、現地視察につきましては、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、日程に基づき、付託議案の審査を行いますので、審査に関係のない職員の方は退室されて結構です。

◎執行部退室

○池田委員長

それでは、教育部に関する議案の審査を行います。

第10号議案と第32号議案を一括して審査を行います。執行部から議案の説明を求めます。

◎第10号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第12号） 説明

◎第32号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第13号） 説明

○池田委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

まず、第10号議案のほうからいきたいと思いますが、御質疑ございますか。

○山下明子委員

これは債務負担行為になるのか、SAGAサンライズパークに関連したペDESTリアンデッキに関しては債務負担行為のところになりますか、予算。文化会館関連ですけど、予算のほうでよかったですかね。どっちで聞くのかなと思っておりますね。要するにペDESTリアンデッキの佐賀市の整備の部分との関連で、ちょっと前も聞いたことがあるのかなと思っておりますが、文化会館自体が地盤沈下で階段部分が、横側の南側の小さい階段部分、事務棟に入るところとかは、ぐっと沈んでということがあってありますよね。それで、要するにあそこ自体の地盤沈下の状態がどうなっているのかなという心配の思いもあって、そういう土地に橋を架けるといふ、道路上にということ自体も、改めて本当に大丈夫なんだろうかという意見も聞こえてきたんですね。その辺で、今の文化会館の構造との関係で、どこまで調査しながらそういう橋を架けて支えていくところを、ちゃんとやれるんだという県との調整とか、その辺どんなふうになっているのか、改めてお聞きしたいんですが。

○木島副部長兼文化振興課長

設計のほうは説明したとおり、県のほうで設計されておりますし、文化会館の地盤沈下の分については、実際に県のほうも認識しておられますので、そこは設計の中で構造上問題がないということで設計されるということでお聞きしております。

○山下明子委員

今、沈下するのは止まっているんですかね。その辺は認識されているということではあるけれども、当然その分、くいを深く打つだとか、いろんなことになってくるんでしょうけれども、現実ずっとまだ沈みが続いているのかどうかとか、そこら辺はどうなっているんですか。

○文化振興課職員

文化会館の周辺の地盤沈下ですけど、今まだ沈下しているかどうかというのははっきり分かりませんが、周辺の沈下に対してなんですけど、そこら辺、地盤沈下対策ということできいを打つたりとか、建物以外の部分はしていないんですね。なので下がっているという状況にあるんですけども、建物の下、階段の下とかは、くいを打ってあるので下がっていない。なので、今度、新しく新設されるペDESTリアンデッキのところもきちんとくいを打つので、構造体自体は下がらないという計画はされています。

○重田委員

131ページの学校教育指導研究費の中で、スクールサポートスタッフ配置事業、470万円の減ということなんですけど、スタッフを任用できなかった期間の分が減額になっているということですが、具体的には何名がどれぐらいの期間だったんですか。お願いします。

○松島副理事兼学校教育課長

募集を51名いたしまして、現在49名の方を任用しております。現在、未配置の学校は北山東部小と大詫間小学校の2校ということで、9月からずっと募集を行いまして、一番最初に任用ができたのが9月23日に27名で、随時募集しまして人が見つかり次第、ずっと配置をしていくという形だったんですが、10月1日に3名、10月15日に8名、11月1日に5名、12月1日に4名、令和3年度の1月1日付で2名、計49名ということで任用しております。

○重田委員

最終的には2校が配置できなかったということなんですけど、そしたら、この目的は達成できなかったんですか。

○松島副理事兼学校教育課長

この2校につきましては非常に小規模の学校でございまして、学校のほうで今何とか対応できているというふうに伺っておりますので、目的そのものにつきましては達成できたというふうには思っております。

○重田委員

そしたら、そういう予算は初めから必要なかったんじゃないんですか。

○松島副理事兼学校教育課長

目的そのものといいましょうか、小規模の学校であるから要らないということではなくて、本来であれば教師がしなくてもいい仕事をしておるところでございまして、ただ、生徒数も少ない、学校の規模も小さいというところで、その業務量の増大が最小限で済んでいるということですので、要らなかったということじゃなくて、あれば非常にありがたかったということですので、ここについては配置したいと思っております。

○重田委員

それと、9月23日に27名で、五月雨式というか、そういう部分でなったんですけど、基本的に、一緒に皆さん採用して、そういう形が一番よかったんでしょう。できなかった理由というのはどうなんですか。

○松島副理事兼学校教育課長

これも9月の議会で御承認いただいてからでないかと、公募ができなかったというところがございまして。学校のほうで保護者の方であるとか、そこでお声かけをしてすぐに見つかったところはすぐに配置ができたというところですが、なかなかお声けした中に、したいという方がいらっしやらなかったところがどうしても公募という形になってきましたので、どうしても遅れていったということになります。

○重田委員

そしたら、これは令和2年度分なんですけど、3年度、今後についてはどういってお考えな  
んですか。

○松島副理事兼学校教育課長

当初予算でお願いしておりますけれども、今年度も51名分枠をつくって募集したいとい  
うふうに思っております。

○山下明子委員

ということは、最終的に1月1日の最後の直近2名の方は、新しい年度でまた改めてと  
いったら、その最後の人たちはどうなるんですか。またもう一回やり直しということです  
か。

○松島副理事兼学校教育課長

任用につきましては、今年度で一応切れますので、再度という形になると思います。

○山下明子委員

さっき学校ごとに保護者の方とかにお声かけしてということだったんですが、これ自体  
スクールサポートスタッフの配置は、随時募集ということで公募ではないわけですか。広  
く呼びかけるというよりも、何かつながりでという感じになっているんですか。

○松島副理事兼学校教育課長

基本公募でございます。ただ、その学校のことをよく分かっている方が非常に  
ありがたいというところもあって、お声かけをさせていただいて、公募しませんかとい  
うお声かけをさせていただいたというような形になります。

○富永委員

145ページの下から3つ目の二重丸、学校給食管理運営費についてですが、栄養職員の方  
が1名育休に入られてからの減額になっておりますけど、その後の代替職員は入られてい  
ないのでしょうか。

○横田学事課長

令和2年度中は随時募集しておりましたけれども、なかなか期間が短いということで、  
今年度はちょっと配置できないような状況でございました。ただ、来年度からは申込みが  
あっておりますので、採用できると思っております。

○富永委員

分かりました。

ちょっと別件ですけれども、137ページの中頃の二重丸、諸富中学校屋内運動場改築事  
業なんですけれども、避難所としての機能強化ということで屋外防災施設も今度兼ね合わ  
せるということなんですけど、中身は屋外トイレだけなのか、何かほかにもいろいろある  
のであれば具体的に教えてください。

○教育総務課職員

屋外トイレもありますけれども、一般的に打合せをする部屋、備品を置く倉庫、その辺を合わせて150平米程度の面積で計画しているところです。

○池田委員長

第10号議案、ほかにございますか。

○山下明子委員

141ページの指定文化財等保存管理事業で地域文化財総合活用推進事業費補助金の説明の中で最後の記録保存の事業が2団体中止になったということであったんですが、この記録保存に関しては、計画的に、この年度はここ、この年度はこことされているのかどうかということと、今回中止になったけれども、じゃ次はこの団体でまたやりますよということになるのか、ちょっと後回しにして、次計画していた団体があるからとか、そういうふうになっていくのか、どういう位置づけになっているんでしょうか。

○木島副部長兼文化振興課長

おっしゃるように、年度ごとに、あらかじめ今後、令和5年度までの事業期間の計画というのを組んでおります。ですので、令和2年度今年度ちょっと実施ができなかった団体については、もう予定がずっとびっしり詰まっていますので繰下げてということになるかもしれませんが、文化庁のほうは、令和6年度以降にこの事業をどうするかというのがはっきりまだ方向性を示していないので、この団体で構成する協議会とも相談しながら今後のことはしていく必要があるかなと思っていますけど、今のところは繰下げてということになるかと思えます。

○川崎委員

133ページの一番上の小学校費、施設の光熱費関係の1,000万円、もう一回内訳を言ってもらえんでしょうかね。

○横田学事課長

131ページのところの小学校費の説明欄、二重丸、学校管理費1,000万円の増額補正をお願いしておりますけれども、その内訳といたしましては、次のページ、132、133ページになりますけれども、増額をまずお願いしているのは一番上の需用費の光熱水費1,090万円、それと2つ下、14節使用料及び賃借上の90万円の減額、これは車借上料の減額でございます。その差引きで1,000万円の増額補正という見え方になっております。

○川崎委員

この光熱水費関係、今年は特に冬休みが終わって寒い日が続いていたもんですから、小学校の子どもたちから暖房が入っている、入っとらんで、いろいろ聞いたんですけど、寒かったとかいう事例があったわけですね。先生たちに聞くと、この光熱費、暖房関係も、ある程度教育委員会から節約をしてくださいという指示もあるしとか、いろいろ聞くんですけど、コロナ対策として学校側の教室に対しての対策ですね、窓を開けて暖房をつけるかつかないか判断、これは誰が権限を持っているのか、また教育委員会から、どういうふ

うに校長会で学校の先生たちに指令をかけているのか、その辺を知りたいと思います。

○横田学事課長

小中学校への空調の使い方というのは、例年こちらから指導しているところでございますけれども、今年度、コロナウイルス感染症対策のため、常時換気してくださいということで窓を開けていただいております、それも、夏もそうですけれども、空調をつけたまま換気してくださいというふうな指示を校長会を通じてお願いしているところでございます。その影響、常時換気しておりますので、例年よりも電気代がかかっているというような状況でございます。以上です。

○川崎委員

確かに窓を開けるに至っては、やっぱり温度関係もあると思うんですけど、特にこれぐらいで済んだなというような感じがしておるわけですよ。やっぱり子どもたちに寒い思いをさせて、何のために空調を入れているのかということで、私は多かっただうのこのじゃないわけです。逆に、もっと温度を調整しながら、光熱費が上がっても指導してもらいたいという思いがありましたので、以上です。

○山下明子委員

133ページと137ページの就学援助費と就学援助受給世帯教育支援給付金支給事業のことでの確認なんですけれども、この下の支給事業は準要保護世帯に対して1人1万円ということなんですが、ここで少なかったというのは、就学援助のほうも見込みより少なかったという御説明でしたよね。だから、それに見合う分として少なかったという受け止めでよろしいのか、支給事業自体は、就学援助を受けているところには自動的に1人1万円ちゃんと行くようになっていたのかどうかというところ、ちょっと確認でございます。

○横田学事課長

就学援助を受けている世帯、準要保護世帯に関しては、その下の就学援助受給世帯教育支援給付金は自動的に行くようになっておりますので、対象者は一緒というようなことになっております。

○池田委員長

ほかにはないですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、次に第32号議案について御質疑ある方は挙手をお願いします。

○山下明子委員

さっきの富永委員の諸富のほうともちょっと関係もするんですが、11ページの学校建設費の屋外トイレ整備事業、これが防災機能交付金を受けながらということでおっしゃっていたので、この屋外トイレの造り方に関して防災機能強化ということでの何かの観点が加わっているのかどうかというのはどうなんですか。

○教育総務課職員

小学校の屋外トイレについてでよろしいでしょうか。特別こうしろという決まりはないです。屋外にあって常時利用できるような形で、今は男女共用とかになっていますので、分けた形の洋式化したようなトイレを造っているところです。

○山下明子委員

前は公民館が今までは避難所ということで、学校は避難所というのは次の段階というふうになっていたのが、今回いろんなことで避難所ということも含めながら考えていくようになったときに、例えば障がい者用のトイレ、みんなのトイレというか、そういうのの造りというのは、ドアがスライドになっているかとか、そこら辺はどのようになっているんですか。

○教育総務課職員

多目的トイレについては、ドアはスライド状になっておりますし、今の屋外トイレをグラウンド近くに造っておりますけど、これについても洋式トイレのところはスライドの建具になっております。

○山下明子委員

例えば、水洗だとか、いろんなことで電動式になっている部分が停電した場合にはどうなるかとかいうバックアップのこととか、その辺なんかは考える必要は出てくるのかどうか、防災機能強化というのが出てきたもんですから。

○教育総務課職員

停電のときは、今、自動水洗とかにしておりますので、その分については申し訳ありませんけど、止まる形ですし、学校の中での蓄電というのが今のところほとんどありませんので、今後の課題にはなると思っております。

○池田委員長

ほかにございますか。32号議案。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにご質疑ないようですので、以上で教育部に関する議案の質疑を終了いたします。

教育部の職員の皆さんは退室されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○池田委員長

そしたら、休憩を取りたいと思いますが、よろしいですかね。13時20分から再開したいと思います。

◎午後0時20分～午後1時17分 休憩

○池田委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

子育て支援部に関する議案の審査に入ります。

第10号議案の審査を行います。執行部から議案の説明を求めます。

◎第10号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第12号） 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

ちょっと幾つか予定していた人が雇えなかったというのが放課後児童クラブとか保育士とかエスプラッツ子育て支援センターとか、それぞれ出ていたのでお聞きしたいんですが、まず79ページの放課後児童クラブの会計年度任用職員2,400万円の減、これは予定していたところで雇えなかったということで、そこは何クラブでどういう状態になっていたかということと、その手だてはされたのかということをお答えください。

○久富子育て総務課長

今回この減額しています会計年度職員の児童クラブの指導員ですが、全て時給の指導員でございます。当初の予算では校区に支援単位——、クラスのようなものですけど、それを5支援単位ほど増加して計上しておりました。それは本庄とか春日北とか、既にもう場所を用意していて、そこに指導員が配置できれば、いわゆる受入れ児童を拡大できて、待機児童をなくせるというところだったんですけども、この時給の指導員たちの集まりが、どうしても応募が少なかったために、その部分で開けなくて、それで待機児童が出てしまったというような状況でございます。

○山下明子委員

5支援単位というのは、今、本庄、春日北、どこですか。

○久富子育て総務課長

赤松が2支援単位、本庄が1支援単位、春日北に1支援単位、久保田に1支援単位でございます。

○山下明子委員

ここで雇えれば、ここの拡大ができたであろうというところで、この部分がまだ待機の児童がいるということですね。

○久富子育て総務課長

4月時点で、赤松で6名の待機児童が出ておりました。それから、本庄で19名の待機児童が出ていました。それから春日北で26名の待機児童でした。久保田は待機児童が出なくて済んだ状態でございます。

4月1日はどうしても春休みがございまして、朝から夕方までの長丁場になって、どうしてもシフトを組むときに指導員が必要になってきますので、その分で大きな待機がここに出てしまったということになっています。

○山下明子委員

そしたら、これに関しては分かりました。

それと、87ページのエスプラッツ子育て支援センターのほうも予定していた人が雇えな



かったということだったんですが、そこの手だてはどうなっていたでしょうか。

○大松副部長兼保育幼稚園課長

これは保育士1名分を減額したものでございます。これは広場の担当でございますので、当然、受入人数については問題なく受入れができたということでございます。以上でございます。

○山下明子委員

81ページ、これは雇えなかった話ではなく、伺いたい部分ですが、認定こども園施設型給付費は、決算見込みで7,700万円の増と、地域型保育給付費は園児のプラスによって5,156万円の増という説明でしたよね。この認定こども園施設型給付費のほうの決算見込みというのはどういう中身になりますか。

○大松副部長兼保育幼稚園課長

認定こども園の施設型給付費7,700万円の増額分の要因でございますけれども、加算の増、それから公定価格が1%増したためでございます。

地域型につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、子どもの人数が増えたということが主な要因でございます。

○池田委員長

ほかにございますか。

○富永委員

山下明子委員に少し関連なんですけれども、87ページのエスプラッツの保育士が1名減になったということで、もともとの予定者数というのは何人になっていますか。

○大松副部長兼保育幼稚園課長

エスプラッツのほうで、子ども・子育て支援員といたしまして6名を予定しておりました。

○富永委員

今5名いらっしゃるということですね。

それと、去年から保健師を新たに採用されていると思うんですけれども、保健師は今も変わらずいらっしゃるということでいいですか、確認です。

○大松副部長兼保育幼稚園課長

昨年4月から保健師のほうは1人採用しております。

○山下明子委員

83ページの保育対策総合支援経費の中の保育体制強化事業費補助金と保育補助者雇い上げ強化事業費補助金のほうは、それぞれ取り扱う施設は増えたけれども、そこに人数とか、実際の50万円の上限額に達するところはなかったという話でしたが、もう少し状況をお聞かせいただけないでしょうか。つまり、取り扱う施設は幾つから幾つに増えたのかということと、上限に満たない部分というのはどういう状況になっているかということなんです。

○大松副部長兼保育幼稚園課長

保育体制強化事業が、用務的な役割を担う職員を雇う事業で、令和元年度の実績が18施設でございました。今年度は30施設に増えるということで、12施設増える予定でございます。

それから、保育補助者雇い上げ強化事業につきましては、保育士になろうという方を雇用するものでございますが、これは令和元年度の実績は20施設でございましたけれども、今年度は35施設ということで15施設増ということで考えております。

また、月額補助上限額に達しないというところでございますけれども、先ほど申し上げました保育体制整備事業の用務的な役割を担う人、こういった方が月額10万円まで補助するものですが、雇用した時間がやっぱり4時間とか短い方が多くて、それで月額10万円まで達しない月が多いというふうなところでございます。

また、保育補助者雇い上げ強化事業も、今年度まで週30時間以内というふうな制限がございましたので、これも月額が上限額に達していないというふうなことと、それからもう一点が、保育補助者につきましては前年よりも施設全体の保育士が下回らないこと、人数が下回らないという条件がございまして、例えばお一人お辞めになった場合はその月は補助要件を満たさないということで、補助がゼロになるというふうな制度でございまして、こういったことから月数が減になるということでございます。

あと、50万円に達しないというのは、保育環境改善等事業費補助金のコロナ対策事業費のほうでございます。これにつきましても、やはり実績で50万円に達しない施設のほうがあったというところでございます。

○山下明子委員

そうすると、取り扱う施設、利用する施設が増えたということはそれだけ切実だということの裏返しだと思うんですけども、とりわけ雇い上げ強化に関して言うと、前年より保育士が下回らないことということで、減ったら余計に人が欲しいのに、減ったことによってこれが使えなくなるという状態があるというのは、ちょっと現場の実情からいくと、非常に実態に合わないというか、より欲しいのにということだと思うんですが、そこら辺に関しての声というか、現場からの声というのは何か出ているんでしょうか。

○大松副部長兼保育幼稚園課長

園のほうから、この制度自体について、直接そういった御意見等は聞いていないところでございますけれども、やはり我々としても、そういった補助ができないということが非常に矛盾を感じる点でございまして、これは県に対してもこういうふうなことはちょっと実際の補助につながらないので、まずいのではないかという御意見は出させていただいているところでございます。

○池田委員長

ほかにもございますか。

○富永委員

あと1件だけですけど、83ページの下から1つ目、2つ目の二重丸、それぞれの支援経費の件で、50万円に達しない園があったというのは分かりますけど、それぞれ2施設と5施設が申請がなかったというふうに説明を受けました。それについての理由を教えてくださいいいですか。

○大松副部長兼保育幼稚園課長

これは2つ、第1次補正と第2次補正のコロナ対策補助金が出ておりますけれども、1施設は今、休園している園がございますので、その分でございます。それから、ほかの園につきましても、小規模な園でございますので、通常経費の中で多分運営されたものというふうに考えております。以上でございます。

○富永委員

ありがとうございます。

特に対策を取られなかったわけではないですよ。はい、分かりました、ありがとうございました。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、以上で子育て支援部に関する議案の質疑を終了いたします。

子育て支援部の職員の皆さんは退室されて結構です。準備よろしいですかね。はい。

◎執行部入れ替わり

○池田委員長

それでは、続いて保健福祉部に関する議案の審査に入ります。

まず、第10号議案を審査します。執行部から議案の説明を求めます。

◎第10号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第12号) 説明

○池田委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

77ページの老人ホーム措置費なんですけど、1,000万円、死亡者による退所ということだったんですけど、ちょっと前、新聞記事の中で、老人ホームも待機者がおられると、いわゆる特養とは別に老人ホーム待機者が各地で結構あるという報道があっていたんですけど、これは金立の施設、向陽園だと思うんですけども、1,000万円、亡くなられたと、その後の待機の方たちはおられないんですか。その後また新たに措置するということはなかったんですかね。

○川副高齢福祉課長

佐賀市からの老人ホーム措置というのは、全体的に68名のほうを県内の施設に入れていきます。県内には12の養護老人ホームがあって、そのうちの8つの施設に68名が入っていらっしゃる状態です。向陽園自体は今お聞きするところ、定員80名に対して80名の入所があるという話になっています。もちろん養護老人ホームに入所したいという方がおられれば、審査会を開きまして、自分が希望する施設を優先的に入所させています、今のところ。佐賀市内の施設を好まれる方、もしくは親族が神埼にいるからとか、小城にいるからとかということで、その地域を希望される方もいらっしゃいますので、市内だけではなく、県内の施設のほうに入所措置しているところです。

○山下明子委員

ということは、この老人ホームの待機されている方は、状況はどうなんですか。

○川副高齢福祉課長

今のところ佐賀市の待機者というのはありません。

○池田委員長

ほかにございますか。

○富永委員

93ページの一番上の二重丸、休日夜間こども診療所の人数ですけど、これはもともと例年1万5,000人を見込んであって、今回、1月末で6,000人ということで、多分これは3月末になると恐らく5,000人とかになって、1万人ぐらい少なくなるのかなと思うんですけど、新型コロナの影響ということでしたけれども、具体的にどんな影響があったと分析されていますでしょうか。

○古田健康づくり課長

これはこども診療所に限ったことではございませんが、病院、特に個人開業のクリニック等につきましては、全国的に患者が減っていると。特にその中でも小児科の減少が非常に著しいということは、よくいろんな資料で目にするところでございます。こども診療所につきましても、やはりコロナの感染を警戒して、保護者になるべく自宅で様子を見るか、それかもしくはかかりつけの慣れたところに連れていくと、そういったふうに行動が変わってきたことが原因ではないかと考えております。

○富永委員

そうですね、私もそうかなと最初思っていましたけれども、ただ、休日夜間こども診療所の性格を考えたときに、今、課長がおっしゃったのは、いわゆる受診控えというふうなことを言われたのかなと思いますけど、この休日夜間は性格的に、夜中に熱を出したりとか、せっぱ詰まってどうしようもなくて行くというようなところなので、一般の民間病院とはちょっと性格が違うのかなと思うんですよね。そういった中で、私が思うのが、例えば、今回これだけ新型コロナが出て、みんなマスクして、手洗い、うがいで、アルコール消毒もして、今回予防接種もありましたよね。そうすると、病気にならなかったという

理由も実は多いんじゃないかなというふうに思うんですよ。となると、これから今後を考えたときに、新しい生活様式になっていくわけで、手洗い、うがいとか消毒するのが当たり前になってくると、今後、そもそも病気になる人が少なくなって、受診者も少なくなるのかなと、1万5,000人にはもしかしたら戻らなくなるのかなと思う中で、これからの予算組みとかその辺にも影響が出てくるのかなと思いますけど、その辺どのようにお考えでしょうか。

○古田健康づくり課長

確かに委員おっしゃるとおり、こども診療所で一番患者が多い時期というのは12月、1月のインフルエンザの時期でございます。ところが、今年度につきましては、皆さんも御存じのとおり、佐賀県ではまだ1件も出ていないということで、これは非常にいいことではございますが、こども診療所の運営からいいますと、非常に大きく収入が落ち込む原因になっているということも事実でございます。今後、コロナが落ちついて、新しい生活様式が定着していくに従って診療所の患者が減っていくということは確かに言えるのではないかと考えています。ただ、そういうときに、診療所の本来の役割からいたしますと、どうしてもそのとき救急の患者だけはどこかが受皿にならないといけないということで、その受皿というのがこども診療所の役割で、確かに、どうしても急に熱が出たとか、場合によっては診療所には来たけれども、もっと大きな病院に搬送しなければいけないとか、まさに確実にそのときに受診しなければならなかった子どもは来ているわけございまして、その辺の役割は担っているのかなと考えております。ただ、運営の面からいいますと、確かに診療報酬が今後減ってくるということも十分考えられますので、その辺については、佐賀市だけではなくて、共同で運営しております中部医療圏の市町のほうとも協議しながら、今後、考えていきたいというふうに思っております。

○池田委員長

ほかにございますか。

○山下明子委員

保健福祉部3の資料のことで、もう少しお聞きしたいんですが、表面の自立支援給付事業の訓練等給付費のほうで、結構就労支援のA、Bとか共同生活援助が増えているという、この傾向の具体的な中身というのはどうなんでしょうか。というのは、結構それこそコロナで事業所の対応がなかなか厳しくなっているだとかいう話も一方ではあっていたわけですが、増えているということで、どういうふうな利用状況になっていたのかというのが1つです。

もう一つは、裏面の保育所等訪問支援、ゼロが5になっているわけですが、これは保育所のほうから訪問支援の要望が上がってこうなったのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいんですが。

○村口障がい福祉課長

まず、最初のページというか、表のページの訓練等給付費については、就労継続支援については、事業所で作業ができない場合には在宅作業に切り替えるとか、サービスを継続できるよう柔軟な対応が可能となっており、ここの部分については例年ずっと増えてきておりますので、今年度も増加したものと考えております。

それから、2つ目の保育所等訪問支援事業については、ちょっと待ってください、確認させてください。

この事業が、保育所や幼稚園などで利用、または予定している方、その方の保育所などの集団生活に適応するための支援になります。それで、今回、ゼロ件が5件ということですが、これは延べ利用件数なので、例えば1人の方が毎月受けられると12という数字になりますが、昨年度が実績がいらっしゃらなくて、今年度が、ちょっとそこは今数字を確認します。

○池田委員長

延べ人数ということでしょう。

○村口障がい福祉課長

利用者は1人ということです。

○山下明子委員

これは保育所のほうで障がいのある子どもが増えたために、特別保育の事業費が増えたという説明があったんですよね。そういうこととは別に、この保育所等訪問支援というのは集団生活に障がいを持つお子さんが慣れるようにするための、具体的にどういうことをするんですか。要するにこの事業の中身は結局何なんですかという、初歩的な話を聞いてすみません。

○障がい福祉課職員

こちらのほうは、保護者のほうから障がい児が通っている保育園等で、その保育士たちにアドバイス、助言等をして、自分の子どもをうまく保育してほしいと。そういった場合に指定を受けた事業所というのが県内にございますので、その保育園等に出向いて指導等を行うというものなんですけど、これは佐賀県のほうで同様のサービスをしていらっしゃって、それがうちの場合だと、個人が申請書を出して支給決定してからになるんですが、園のほうから県に申請されると、県のほうで対応されるというのがあって、今まで実績がずっとゼロだったんですけれども、平成30年4月の法改正のときに、この保育所等の中に児童養護施設というのが入ってくるようになりました。それで、今回初めて上がってきているのが、児童養護施設のほうに、このお子さんとの関わり方を教えてほしいという申請が出てきたもので初めて対象になってきているものです。

○山下明子委員

ということは、これは誰がどこに行く話になるんですか。保育所に保護者の方がうちの子どもはこうこうなのでこういうふうにしてほしいという話をする話なのか、そうい

う保育をするために誰かがサジェスチョンしに行く話なのか、どっちなんですか。

○障がい福祉課職員

これは児童養護施設のほうから申請が上がってきていたんじゃないかと思います。それを保護者が申請しているのか、児童養護施設の施設長なのかがちょっと私が詳しいところは分からないんですけども、出向く先は児童養護施設になります。

○山下明子委員

誰が出向くんですか。

○障がい福祉課職員

県の指定を受けた事業所です。

○池田委員長

ほかにございますか。

○川崎委員

91ページが一番下の段の感染予防経費1,600万円減ですけど、単純な質問ですけど、マスクとか消毒液とか防護服の削減ということで、この内訳、マスク等々の枚数とか消毒液、消毒液も種類がいろいろあると思うし、マスク等々も種類があると思うんで、どのような購入の仕方をしているのか。例えば、消毒液あたりも、さらっとした液とかぬるっとした液とか、小学校とかいرونなところにありますけれども、その内訳ですね。

防護服等々もどこにどうあるのか、防護服も種類があると思うんですけど、その内訳をよかったら説明してもらいたいと思います。

○古田健康づくり課長

まず、大まかに言いますと、消毒液は2,100本を購入するようにしております。マスクは14万枚を購入するようにしております。防護服は2,000セットを購入するようにしております。

消毒液につきましては、液状の通常置いてある手指消毒剤、よく入り口とかに置いてある、押して手につけるやつ、あのタイプですね。

(「ジェルではないんですか」と呼ぶ者あり)

ジェルではないタイプです。

それから、マスクは通常の不織布マスクといますか、通常の使い捨てタイプのマスクでございます。

(発言する者あり)

すみません、ちょっと訂正いたします。消毒液につきましては、ジェルと液体、両方を買うようにしております。

防護服につきましては、形状はつなぎタイプになっているものでございます。

内訳はこういった感じですけど、よろしいでしょうか。

○川崎委員

マスクは中国産がよく出回っているものですから、その購入はないでしょうもん、まさか。

○健康づくり課職員

すみません、マスクについては、原産国というか、そこの指定はしておりませんので、規格、よく聞くN95とか、あれは医療用に近いんですけども、サージカルの中にも幾らか透過性とか、そういったものの数値がございますので、そこの基準、数値をクリアしているものを提示してくれというふうな形で業者のほうにお願いしているところです。

○川崎委員

あと1点ですけど、よく私も分かりますけど、防護服の種類は1点だけですか。そして、どういうふうな今後の課題になると思うんですけどね。

○健康づくり課職員

防護服につきましても、J I S規格ですとか、ヨーロッパのほうでの規格とかが細かくあって、今回、感染症用というのがあるんですけども、そちらのほうはちょっと取扱いが少なかったの、というか、ちょっと確認できなかったの、今年の初夏ぐらいに経団連のほうで、不足しているの、皆さんお持ちのところは協力してくださいと、こういった規格のものであれば代用が利きますというような案内、通知を出されていたので、その基準を参考に、J I S規格、ヨーロッパ基準のE S何とかとか、その数字の規格があるんですけども、そちらを業者のほうに提示して入札を行ったところです。今回購入したのは、防護服の商品名としては1種類、サイズを分けて発注をかけたということです。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑ないようですので、第10号議案の質疑を終わります。

次に、第11号議案から第13号議案を一括して審査を行います。執行部から議案の説明をお願いします。

◎第11号議案 令和2年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算(第6号) 説明

◎第12号議案 令和2年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号) 説明

◎第13号議案 令和2年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

国保の9ページの国庫補助金との関係になるかと思うんですが、コロナで収入減となった分に対しての補助と言われましたよね。これは被保険者に対して減免制度をやったことに対してということになるんですかね。



○梶山保険年金課長

こちらはコロナの減免でございまして、減額分の10分の6をこちらの補助金で頂くという形になっておりますので、今年度分の見込みとして、こちらに補正させていただいております。

○山下明子委員

ちなみに、そのコロナの軽減の現時点での申請と適用数というのはどうなっていますか。

○梶山保険年金課長

国税減免に至って、2月24日時点で申し上げますと、申請件数が176件、減免件数168件でございまして、こちら平成31年度分も旧基準がかかっておりますけれども、平成31年度分で、額で647万8,300円、令和2年度分で3,884万8,900円を減免しております。

○山下明子委員

その件は分かりました。

あともう一つ、三瀬診療所のほうで、国からコロナ対策というか、感染症対策で来た分で、それを振り替えるということでの減額なのかと思うんですが、実際に昨年の秋に指定を受けた後、動線の確保だとかいろんなことをすることに関しての実際かかった経費がどれぐらいあったのか、お示してください。どういうことをされたかというところです。

○小峰事務長

これに充当できる経費としまして、例えば、院内の定期的な清掃、それから感染予防のためのパーテーションであるとか、マスク、消毒液の購入等に充てられるというふうな指針が示されておりました、それに基づいて申請を行っております、現実的には、両方合わせて300万円ですけれども、実際は300万円以上のお金を使っておりますが、その限度額いっぱい申請させていただいたというところでございます。

○山下明子委員

実際どれぐらい使っておりますか。

○小峰事務長

実は申請できるのが300万円でございますので、実際該当するものを300万円を少し超える分ぐらいで申請を今回は行わせていただいております。

○山下明子委員

それは診療所というか、医療機関の規模によるんですか。その限度額が300万円というのは、どんな医療機関、施設でも定額なのか、それとも全体の何割で上限額が300万円だとか、何かそういう考え方なんですか。

○小峰事務長

このコロナの病院に関する支援は、いろんな補助金でございまして、今回、三瀬診療所が適用しました支援事業については、通常病院については200万円プラス5万円掛けるの病床数という計算方法が1つございます。これは一般の病院に当たりますので、これは三瀬

診療所には該当しません。今回、診療所が該当したのは、有床診療所の医科・歯科が200万円、それと無床診療所の医科・歯科が100万円、それから、そのほかには薬局や訪問看護ステーション、助産所が70万円という4つの区分に該当する補助金を適用させてもらっております。三瀬診療所は、今、入院患者はおりませんが、有床診療所の医科を持っておりまして200万円、それから歯科については、病床はございませんので100万円という、この2つの補助金を適用させていただいて、申請を行っているものでございます。以上でございます。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、以上で保健福祉部に関する議案の質疑を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○池田委員長

ちょっと休憩したほうがいいですかね。10分間、3時5分から再開したいと思います。

◎午後2時56分～午後3時04分 休憩

○池田委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

次に、富士大和温泉病院に関する議案の審査に入ります。

第17号議案を審査します。執行部から議案の説明をお願いします。

◎第17号議案 令和2年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計補正予算(第3号) 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、以上で富士大和温泉病院に関する議案の質疑を終了いたします。

職員の皆さんは退席されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○池田委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

現地視察はないようですので、以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

それでは、このまま採決に移りたいと思いますが、休憩等は必要でしょうか。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、このまま続けて採決に入りたいと思います。

まず、お伺いします。当委員会に付託されました議案について反対意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

反対意見はないようですので、一括して簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしとのことですので、そのように採決します。

お諮りします。当委員会に付託された第10号から第13号、第17号及び第32号議案について可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、以上の諸議案は可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会に付託された議案の採決を終了いたします。

それでは、本会議での委員長報告はどういたしましょうか。ありますか。正副委員長に一任ということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、そのように取扱いしたいと思います。

次に、先進地視察について協議を行いたいと思います。

#### ◎先進地視察についての委員間協議

##### ○池田委員長

新型コロナウイルスの状況を見ながら、保留という形でいいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

続きまして議会報告会のテーマ等について委員間協議を行います。

#### ◎議会報告会についての委員間協議

##### ○池田委員長

今、出ました案についてはそれぞれ検討していただいて、3月8日の委員会で終了後に決定したいというふうに思います。

それでは、今、障がい福祉課のほうから少し誤った答弁をしたということで、ちょっと説明を再度したいということですけど、よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

一応採決は終わっていますけれども、聞くだけは聞いてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、来られましたので、お願いします。

○村口障がい福祉課長

先ほど山下明子委員の質疑の中で、保健福祉部3の資料のほうで、裏面の障がい児通所給付費分で、サービスの中の保育所と訪問支援について、令和2年度の見込み5件について御質問がございました。その際に児童養護施設を利用している児童に対して支援したという御説明をいたしました。その際に市内の幼稚園ということ、今確認を取りましたら、児童養護施設ではなく、市内幼稚園に通院されているお子さんへの支援と。具体的には、どちらかという、専門的な知識について保育士等に助言を行う事業でございます。今年度は6月から10月までの5か月間、こういった支援を行ったということでございました。大変失礼いたしました。

○山下明子委員

そうすると、これは障がいの度合いに応じて、保護者から自分の子どもに対してはこういう対応をしてほしいんだということを言って、そういう子どもにはこういうふうに対応したほうがいいんですよということを県の指定の事業者が入って、指導、助言、審査ということだと思んですが、そういうことは、今、障がい児を保育所でいろいろ受け入れているじゃないですか、それでそれがすごく増えてきているというときに、一々保護者から申入れがないと、こういうことはなされない状態なんですかね。つまり、現場と障がい福祉との連携とか、そういうのは、結局どうなっているんですかね。さっきの説明では、県が同様の事業をしているから、県に直接言われているみたいな説明があっていましたよね。要するに佐賀市内の保育所であったり、幼稚園だったりというところで障がい児を受け入れる場合に、必要な対応を保育士がするための指導、助言というのは、保護者からの申立てがないとできないんですかね。

○村口障がい福祉課長

今回のケースは、幼稚園のほうから相談があって、市としては、保護者の方はもちろんですけど、どちらかという、施設のほうから相談があった場合に対応しているということでございます。

保育士等も、そういった知識はお持ちですけど、具体的に細かい専門的なこういうふうにしたほうがいいという助言などは、やはりサービスの中で助言を行うということにしておりますので、より深い専門的な助言を行う事業だと考えております。今回のケースは知的小子さんに対する助言で、障がいの内容、程度等に応じて助言を行うことにしております。

○山下明子委員

要するに、保育のほうでは障がい児が増えていきますということで、予算が結構増額補正されたりしてきているわけですよ。発達障がいのお子さんだけでなく、勉強会でも発達障がいですかと聞いたら、そうじゃなくてほかの障がいもという説明があっていました。だから、そうやって増えてきているとなると、現場はどうやっていったらいいか分からない

からちゃんと加配してほしいという声があったり、それから、きちんとした対応ができる人がいるようにとか悩みに応えられるようにしてほしいとか声があるわけですよね。それを、結局県の指定事業者の方が行くということではあるけれども、佐賀市として、そういうことに関して、今これがやっとゼロが5になったということは、こういうことはどこでも多分、分かっているんじゃないかなと、そういうことをしてほしいと思っている部分があるんじゃないかなと思うんですが、その辺はあんまり考えていないのかなと、本当にシンプルにちょっと疑問に思ったものですから。

○村口障がい福祉課長

今、訪問しているのは、発達障がいのお子さんとか疑いのあるお子さんが対象になっておりまして、そういったお子さんも含めて、全般的に知的とか肢体とかの方に対して特に支援が必要という相談があったときにはこういった対応をしております、受け入れている保育所、受け入れていない保育所、通学されていないとかいろいろありますので、その都度、市としては御相談があれば対応はしているつもりであります。

○重田委員

分かる人が答えないと。採決まで終わっているのに。この状態では協議ができない。

○村口障がい福祉課長

すみません、大変失礼しました。今後、気をつけます。

○障がい福祉課職員

利用者についてなんですけれども、現在、本市ではほかにも利用決定はしている方いらっしゃいます、保護者であるとか保育園から要望があつてですね。ただ、利用されているのが、今回、今年度のこの1名様だけという結果になっております。以上でございます。

○村口障がい福祉課長

支給決定というのをまずした上で利用してもいいですよという決定をしますが、実際に実利用となると、数字が変わってきて、これはほかのサービスでもそうなんです、一旦、市としてはいろんなサービスが受けられるように決定はしますが、実利用になると、するしないというのは利用者であったり、園の先生の考え方であったりということで、そういったことです。

○池田委員長

これは保育所の保育士たちがそもそもこういう制度があるということを知っていられるのかどうか。ちゃんと周知ができているのかがあると思うので、その辺をまず周知した上で、制度を活用してくださいという方向に持っていけないと思いませんか。その辺よろしくをお願いします。

○大城保健福祉部長

いろいろ御迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。今後、分かるような職員で、なるべく答えてもらうような形で、伝えますので、どうも申し訳ありませんでした。

○池田委員長

お疲れさまでした。

それでは、次に所管事務調査の報告書についてがあるんですけども、この後、議会運営委員会が予定されておりますので、報告書の件については少し時間もかかると思いますので、先に議会運営委員会をしていただいて、その終了後に再開したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そういうことで、一旦休憩して、議会委員会終了後に再開したいと思います。

それでは、しばらく休憩いたします。

◎午後3時42分～午後4時16分 休憩

○池田委員長

それでは、おそろいですので、文教福祉委員会を再開します。

次、所管事務調査の意見報告書について委員間協議を行いたいと思っております。

◎所管事務調査についての委員間協議

○池田委員長

それでは、今何点かつけ加える部分も出ましたけれども、一応修正した部分でまた皆さんのほうにお示しして、次の審査がある、最後、8日の日に採決まで行いますので、その後に第10回の所管事務調査として最終の報告案としてまとめたいということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、今出された意見について修正を行いたいと思っております。

今回は3月8日ということで行います。

それでは、これで所管事務調査報告書の委員間協議を終わりたいと思っております。

次に、最後に委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りします。本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他の整理については、委員長に委任されたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしとのことですので、委員長に委任することに決定しました。

以上をもちまして、文教福祉委員会を終了いたします。

令和 年 月 日

文教福祉委員長 池田正弘